

浄化槽管理組合だより

平成30年度第1号 編集・発刊 大町市浄化槽管理組合

平成30年度 定期総会開催

平成30年6月15日に大町市役所東庁舎で「平成30年度大町市浄化槽管理組合定期総会」が開催され、竹村組合長は、1任期目終了の節目にあたり、浄化槽講習会やメーカーの工場見学、組合員宅への巡回点検などの事業を通じ、浄化槽への理解を深めることができたが、これからも、浄化槽は維持管理が重要であり、粘り強く啓発を行う必要があると、あいさつがありました。

また、来賓の牛越市長から祝辞があり、大町の美味しい水を守るため大町市浄化槽管理組合への期待が寄せられると共に、発足から41年目の浄化槽管理組合の活動に感謝されました。

総会では、予算、事業計画、役員改選、組合規約の改正など4議事が審議され、原案どおり承認されました。



牛越徹大町市長



大町市役所東庁舎中会議室

浄化槽維持管理の心得

『清掃と保守点検の二刀流』

大町のきれいな水と美味しい空気を守るために、家庭から排出された汚水をきれいにするための浄化槽は、清掃と保守点検が重要となります。

浄化槽は、この2つを行うことが義務づけられていますので、業者に委託し、必ず清掃と保守点検を行ってください。

なお、大町市浄化槽管理組合では、保守点検事業(補助事業)により浄化槽の保守管理が適正にできるようお手伝いさせて頂いております。



(出典：(社)徳島県環境技術センター ホームページより)

清掃ってどこに頼んだらいい??

大町市内では、次の清掃業者に委託してください。

(有)山田商会 TEL0261-22-1806 (許可対象地域・・・市内全域)

(有)アクアテック TEL026-262-2213 (許可対象地域・・・八坂地区)

八坂地区に限っては、2業者から選ぶことが可能です。

保守点検とは

浄化槽は微生物によって生活排水を処理しているので、微生物が活発に活動できる状況を常に保つ必要があります。

その他にも、いろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整、修理、スカムや汚泥の状況を確認します。

下水道に接続できない住宅は、浄化槽で家庭排水を処理し、放流します。浄化槽で処理した水は、下水道とほぼ同じにきれいな水になります、浄化槽の処理水質を維持するためには適正な管理が必要です。

清掃とは? 浄化槽を適正に使用していても1年間程度経過しますと、浄化槽の中にスカムや汚泥がたまり、浄化槽の働きが低下してきます。そこで、スカムや汚泥を除去するための清掃が必要になります。清掃の時期は、使用人員や使用状況により異なりますが、保守点検業者からの判断を参考に、原則、1年に1回必要です。

浄化槽の機能の診断



ポンプ・モータ等の点検



汚泥の調整・移送

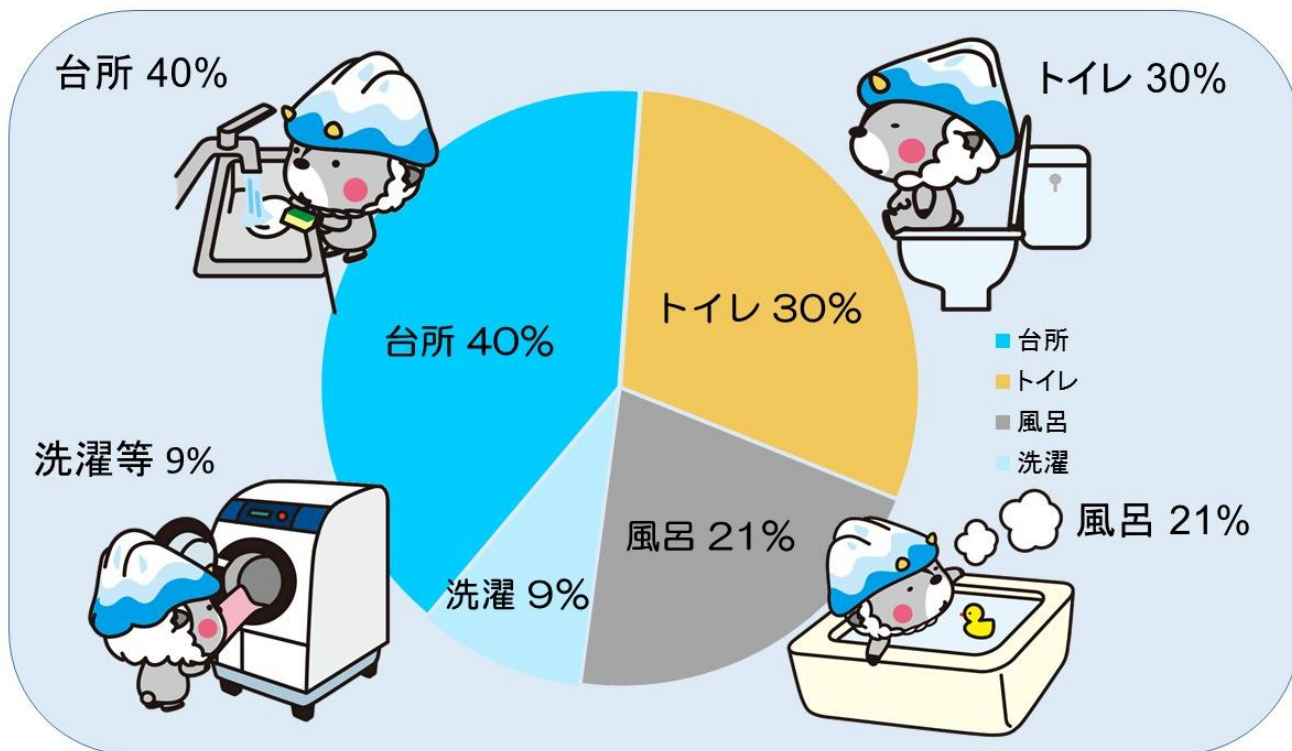


消毒剤の点検・補充



(出典：浄化槽の日実行委員会パンフレットより)

あなたの家の家庭排水の汚れの割合



台所、トイレ、風呂、洗濯などの家庭排水を処理する浄化槽は、当管理組合が行う「浄化槽保守点検事業」により、適正な保守管理ができます。汲取り式トイレ又はトイレ排水だけの浄化槽(みなし浄化槽)をお使いの方、台所、風呂、洗濯の排水をそのまま流していませんか？台所から出る排水は、家庭排水全体の40%を占め汚れが最も多く、すべての家庭排水が処理できる浄化槽に切り替えましょう。

「浄化槽相談コーナー」は、上下水道課に開設しており、浄化槽を新しく設置したいなど、浄化槽のことなら何でも、おたずね下さい。

保守点検事業について「ひ」「と」「こ」「と」

合併浄化槽の対象地区内であっても、保守点検費用の補助金が受給できない場合があります。対象外とならないように、適切な管理をお願いいたします。

補助対象外となった大きな3つの理由は、次のとおりです。



- ①保守点検で指摘されているのに清掃を行わなかった場合
- ②建物の使い方が、住宅から別荘に変わった場合
- ③組合費と事務手数料の支払いが無かった場合



組合費の納入をお願いします



「組合費の納入について」通知させていただきました。
納付書でお支払の方は9月末日が納期限となります。口座振替の方も9月末に指定された口座から振替させていただきますので、よろしくお願いします。

また、現在納付書納付の方は、できるだけ口座振替にさせていただきますよう併せてお願いします。手続き用の振替依頼書は事務局にありますので、ご連絡ください。

組合員名の変更等について

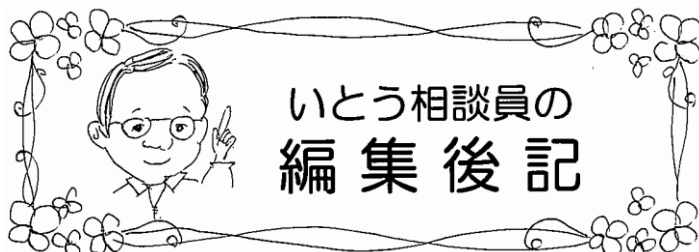


組合員のお名前が変更になった場合や、納付書等の送付先が変更になった時は、速やかに事務局まで連絡をお願いします。

また、使用していた浄化槽を廃止（取壊し）される場合や、設置してある浄化槽を使用されない場合は、「浄化槽廃止届」・「浄化槽休止届」の提出を事務局までお願いします。

浄化槽に関する各種届出様式は、大町市のホームページからもダウンロードできます。

大町市ホームページ <http://www.city.omachi.nagano.jp/>



大町市企画による水道水源の水をペットボトル詰めした、ナチュラルミネラルウォーター「信濃大町 湧水～ゆうすい～」の販売が開始されました。この水は、「食のノーベル賞」とも称される“モンドセレクション2018”において最高金賞を受賞しています。



「信濃大町 湧水～ゆうすい～」

大町は上白沢を筆頭に、天然水の湧き出る水源が豊富です。普段何気なく、炊事、洗濯、入浴、トイレなどに使用している水道水が、大都会の人たちから見れば、とても贅沢な使われ方をしていると言えます。

生活排水は、川に放流したり、地下に浸透させたりしているので、汚水を浄化槽で澄んだ水に浄化した後に自然に還したいものです。

それには浄化槽の管理が大切です。加入者2,300人を超える大町市浄化槽管理組合一人一人の活動が大町市の澄んだ水と美しい山々を守っていることを、常に心の片隅に留めておきましょう。

事務局 大町市役所上下水道課内 大町市浄化槽管理組合

TEL：0261-22-0420 内線715

Eメール：jouka@city.omachi.nagano.jp

HPはこちらから→

